

Title	史上より観たる世界主義 (上)
Sub Title	
Author	占部, 百太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.4 (1917. 4) ,p.545(117)- 554(126)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170401-0117">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170401-0117</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

變更、改善、農村の進歩發達を促す可き一個の好衝動に非ざるなきか。何れにもせよ、單に農村疲弊の聲を聞いて精密に其由來をも究むることなく、漫然耕地の擴張を策し其眞價を顧みざるが如きは吾人の贊するを得ざる所なり。

五

勿論斯く云へばとて吾人は敢て耕地擴張の政策其物に絶對に反對するものに非ず。目下の人口増加の大勢より觀て可及的之を獎勵するは必要と認むる所なれども、收支如何をも顧慮せず狼に之が促進を謀るが如きは吾人の贊する能はざる所たるのみ。

實際に過剰なる人口の處分策として、一部農村に於ける人口増加に伴へる困難の緩和手段として耕地の擴張は正に一策たる可し。然れど之に多きを望み、現下の農村人口一戸當りの耕地面積を増加するの策として之を主張するは既に其主義に於て疑ふ可き所あるのみならず、其實

行上に於ても將た又其結果の上に於ても大に疑はざるを得ず。惟ふに現今に於ける農村の疲弊救済又は農村振興の途は此耕地擴張よりも寧ろ他の方面殊に農業經營法の改善、農村に於ける勞働組織の改善等の方面に之を求む可きに非ざるか。現に我國各地の農村を觀るも耕地面積の多き所必ずしも裕ならずして、裕なる農村は却つて耕地面積狭き地方に多きの實あるは即ち之を證するものに非ざるか。一言以て識者の考慮を煩はすものなり。

### 史上より觀たる世界主義(上)

占部百太郎

左の一編は余が本誌三月號に其大要を紹介したホルランドローズ博士の「近世史上に於ける國民主義」中の第十講「世界主義」Internationalism を譯したるものである。歐洲大戰の終末は今尙豫見することは出来ないけれど、戦後に於ける講和問題及び之に關聯したる永久的世界平和の研究は今後益々熾むにあらう。ローズ博士の所説が、日本に於ける是等の問題研究者に取て多少裨益する所ある可きは、余の信じて疑はざる所である。

戦争の時期と平和の時期とは必然交互に到來するものであるが、是れは人類の幸福を希望する凡ての人々の穿鑿心を刺戟するであらう。戦争は男性的道徳に取て必要なる學校なりとの(現に獨逸に流行する)ベルンハーデイの所見を是認せざる限り、戦争の定期に起ると云ふ事は

困つた徴候である。人間の進歩は戦争によるよりも、平和に依て多く遂げらるゝことを信ずる人々は、確に戦争を避く可き方法は發見せられざるや否や、而して其方法は首尾能く適用せられざるや否やの研究を怠らぬであらう。余は此に歴史の教訓に照らして、此問題の研究を試みやうと思ふ。

從來此種の研究はわけて長い慘憺たる戦争の末に方つて盛であつたが、法の威力及び平和の爲の是等の盡力は、畢竟、戦争に對する恐怖の度と並行するものであると云つても、過言ではあるまい。

此眞理は國際法の開祖フゴ・ファングロート(グロチウス)の場合に徹して明白である。「宗教戦争」を墮落せしめたる殺伐なる時世に人と爲つたる此の和蘭の學者は、當時人類を苦しめたる全然弛廢したる綱紀に就て熟考した。今日獨逸の爲に苦しめる白耳義人、波蘭人若くはセル

グリア人が用る可き筆法に依て、一六二五年グロチウスは公権の原理を唱道せむが爲、下の如き理由を提示した。曰く「余は基督教の世界を通じて、野蠻なる國民だも耻づ可き、些細なる理由若くは何等の理由なくして干戈に訴ふるが如き専恣なる戦争の流行するを見受くる。然も一旦干戈に訴へられむか、其後は恰も人間は何等の拘束なく有ゆる罪悪を行ふ權威を有する者なるかの如く、神の法律に對する敬念も、人の法律に對する敬念も、一切放棄さるゝのである」。三十年役の其後の兇暴は、何等かの指導し拘束す可き權威の必要をば、一層要求した。仍て漸次國際法なるものが發生したのであるが、之が重なる貢獻者は(一六六一年獨逸人プフェンドルフがした如く)無法律の恐怖を経験したる人々であつた。對ルイ十四世戦争の間、クエーカー教徒ウィリアム・ペンは、平和の維持に就て提唱する所があつた(一六九三年)。其れから一

七一三年西班牙王位相續戦争の終に方つても、佛國の僧侶シャル・ヅ・サンピエルも亦余が追て述べむとするが如き平和の計畫を提示した。干戈の音は第拾八世紀の大部分を通じて絶へなかつたのであるが、此時に際して、思想家等は戦争と平和の問題に専念して居たのである。佛國ではヴォルテア、モンテスキュー、ルソウ、英國ではアダム・スミス、少ビット、獨逸ではカント、レッシング等何れも當代に於ける平和論を唱道して居る。就中佛國經濟學者連とアダム・スミスとは、歐大陸諸國をば、國際的好意に依て成る經濟的單位の聯邦に改變せしむ可き諸原理を主張したのである。

獨逸の思想家等が平和と友愛の爲の努力は、殊に目覺ましいものであつた。佛國に於ける思想界の運動は、ライン河を越へて明白なる響を與へ、獨逸の重なる人々は人種の敵對心を消滅させむと希望するに至つた。愛國心は争鬭の

動力であると考へたので、彼等は此本能を賤むたのである。レッシングは書して曰く「余は何等愛國の觀念を有つて居ない。然も余を以て見れば、愛國心なるものは良くて英雄的缺點に過ぎないから、寧ろ其のなほに満足して居る」。實際彼の理想は、愛國心よりも遙か高い處に在つたのである。彼の劇中最も申分のな

い Nathan der Weise (1779) と云ふ脚本の主人公は、サラディン時代に於ける猶太商人であるが、此男は頑固な當時代に於てすら、人を牽きつける善の力を用ひて、人種の乃至宗教的憎惡心を緩和した。是等の敵對心も彼の徳性の魔力の前には消滅して了ふのであるが、此戯曲は親和と幸福の光景を以て、大團圓として居る。レッシングはボカチオから此劇の重なる事件を探つて居るけれど、「開明の時代」てふ當時の倫理的希望を以て脚色し、全然話譚の性質を變へて居るのである。

カントは普魯士がバゼルの平和條約で佛國と和睦して間もない一七九五年に發行された「永久的平和」てふ論文で、以上と同一の教理を主張して居る。彼は自由なる諸國家の聯邦を以て平和に向ふ重なる階段なりと唱道して居るが、是等の國家は共和政治、詳言すれば、實際上代議的の制度を與へられたる國家でなければならぬ。是等の自由の諸國家の間には、一定の約束が結ばれて、凡ての國を拘束し、之を以て單に國民的目的の爲の權利の支配に代ゆるのである。各個人が社會の秩序を保たむが爲、漸次其全き自由の幾分を割愛することに同意を與へたと均しく、(彼は論ずるのである) 往々戦争を惹起したる國民的自由を極端なる理想に代ゆるに、或種の國際的權力を以すること、必ずしも可能ではない譯である。然しカントは此點に於て餘り望を置てなかつた。と云ふのは、彼は諸國民をして其自然の自由(國土を膨脹せしめ戦争

を行ふ自由も含まる)を抛棄せしむると云ふ事は、現に痛ましく證明するゝが如く、倫理的思想の非常なる進歩を伴はねばならぬことを觀察したからである。彼は尙 Rechts Lehre 中に下の如く述べて居る。曰く、人類は「民族が國家を成したと同一の徑路によつて廣く諸國家の合同を遂げて、はじめて永久的平和に到達する。所が此の如き世界的國家が其廣大なる領土に亘て餘り大いに擴張することは、結局、其の政治を不可能ならしむが故——其世界的合同國に含まるゝ各邦土の保護を不可能ならしむるが故——之を組織する各邦は、又も戦争の状態に陥るであらう。であるから國際法の窮極の目的とする永久的平和と云ふ事は、全體として實際に行はれざる思想である」と。左はあれ、彼は是等の政治的原理が遂に永久的平和の目的に接近す可きことを希望したのである。

余を以て之を見れば、以上世界的聯邦の領土

の廣大なることが、カントの敎理の障害たる可きを認めないのである。此の點に於けるカントの杞憂は、惟り彼のみならず、ルソウも其他の有ゆる同時代の人々も世界的國家の組織に就て感じたる障害に基因したものであると余は信するのである。人民の自由と云ふものは、大なる國家とは相容れずして、惟り小なる社會に於てのみ獲らるゝものであると、當時の學者は何れも主張したのであるが、此の如き憂は、交通の遲そい且困難な時代には甚だ無理もないことであつた。然し其れも鐵道や電信の今日に於ては理由のない事である。此點から見て、合同的大國家を創立す可く、吾人は吾人の祖先に比べて遙に有利の地位を占めて居る。眞實此の如き合同國若くは聯邦が總ての大なる國家を網羅す可きことが肝腎である。危険は其世界的國家が餘り大きに過ぐるに非ずして、一部にばかり擴張するゝことに在るのである。吾人が輓近に見

たるが如く、一個の大なる國民が平和を希望する諸國民の圈外に立つ限りは、平和の保障は無いのである。

加之、何れの大國にても覇者たらむとの野心を抱きて、是等の合同國に加はるとしたならば其合同國は畢竟虚妄のものであらう。聯合したる諸國家が、一國としても全體としても、全然優越と云ふ思想を排除するに非れば、公明なる勝負を争ひ、正理を確保し、隨て平和を保障す可き道理ある希望が生せぬであらう。此道理を明かに看破したるカントは其故に、「合同國を組織する各國民の權利並びに特性を決定す可き共同意志 (universal will)」なるものがなくてはならぬ事を主張したのである。爾して此の共同意志(ルソウの所謂社會の「普通意志」(general will)の擴大されたるもの)は契約の形式に據らねばならぬ。

此問題をば從來の經驗に照らして觀察せしめ

よ。一七一三年恰も西班牙王位相續戦争の終末に方つて、ラッベ・ヅ・サンピェルは平和に關する論文を公表したのであるが、其重なる論點は基督教國が佛國指導の下に聯邦を組織す可く、而かも其平和的義務の第一手段として、歐羅巴から土耳其人を掃蕩す可く、協力せよと云ふのであつた。然も彼が是等の提唱は、當時マールボロに破られて失墜したる佛國の威嚴を回復せむ爲の策略に過ぎなかつたので、寧ろ呪ふ可きものであつた。

ナポレオン一世の計畫も是れと甚だ違つてなかつた。セント・ヘレナに流謫中(彼が當年の覇心も消耗した筈であつた)、此著名なる流人は歐洲合同國を組織する畫策を記述したのである彼の計畫に據れば、歐羅巴は一國民を組織す可く、到る處同一の制度、同一の主義、同一の法典、最高裁判所、同一の度量衡、同一の貨幣によつて支配せらる可きである。然し總て是等の畫

策が、ナポレオンの考では露西亞の征服と密接の關係を有つて居たことは、注意す可きである彼の考に據れば、露國の征服と云ふことが「安固の始まり」を意味して居つて、然して後はじめて歐羅巴の制度が設立せらるゝのであつた。其上にて歐洲の事を決定す可く、彼の提唱する列國會議も亦神聖同盟もあるのである。

是れと同一の精神を以て、獨逸の宰相ベートマン・ホルエッヒは一九一五年八月十九日帝國議會に於て、下のやうに述べた。曰く「若し歐羅巴が平和に到着するならば獨逸が侵す可らざる強き地位を占めたる上の事である。英國の權力均衡政策は消滅せねばならぬ」と。是等の語は獨逸が單なる權力平衡の地位に甘むじない、獨逸が優勝であらねばならぬことを含むて居る。然し獨逸の此要求は、自由的國家の聯邦制度が強固に建設せらる可き比例的平等の原理とは、全然相容れざるものである。或氣質の人々は、優

越なる權力を勵行すると云ふ事の外、安寧秩序を致す可き他の如何なる方法をも思惟することが出来ないのであるが、此の如き方法を却て戦争を誘起するものであると云ふことが、何故了解せられぬであらうか。何となれば早晩警部や巡查は兵隊訓練の士官と變化し、隨て力の支配に次ぐに、争闘が起るからである。余と雖、軍隊政治の理論が最も簡單であることは承認するけれど、然も多數の人々は何故此他の方法を了解し得ないであらうか。是等は即ち總ての人の同意によつて到達せられたる調和は、之を強者の恐怖に因つて生じたる調和に比して、無限に優つたものであり、恐らくは一層持續するものであることを看取し得ないのである。

然し吾人をして率直に、比例的條件に依て諸國民の合同を遂ぐることは困難である、況や之を維持するは一層困難であることを告白せしめよ。佛國大革命は痛く、其國際的方面に於ては

失敗したのである。佛國革命は四海同胞の宣言を以て始められたけれど、然も之が實行は戦争切迫の爲に墮落して了つた。國民的自負心を後援としたる武斷派の思想は巴里に於て勝利を制した。而して佛國の民衆政治はナポレオンの勃興以前に方つてすら、一七八九年の世界主義とは正反對なる徑路を採つたのである。佛國が一層隣邦の征服——而してナポレオン主義に向て突進しつゝあつた際、一七九五年平和の途を指示したのは、獨逸の學者カントであつた。

一八一五年及び其後に於て歐洲聯邦を主張したる羅皇アレクサンドル一世の盡瘁は、此に多く論するの要はない。當時は歐洲一般に平和を希望して居たのであるが、一八一六年倫敦に平和協會 (Peace Society) の設立を見たるは即ち其の一徴證であつた。アレクサンドルが平等的條件に成る歐洲諸國民の合同、若くは多少彼の指導の下に諸國民の聯邦を立つる畫策を抱懐し

て居たか、如何かと云ふことは、論ずることは出来ない。若し彼が一八一五年に於ては噂の如き高尚なる意見を抱いて居たとしても、其等の意見は忽ち消失して了つたことだけは確實である。而して歐洲諸國に對して約束せられたる聯邦は唯だ是等の國民から政治上の自由及び市民としての自由を剝奪する機械になつて了つた。其故にメテッルニヒが主宰したる歐洲公會の時期

(一八一八—二二年)は、公法學者の朗讀演説によつて、而して諸國政府が國際法に違反したる事によつてはじめて「著名なる時代であるとの、ソレルの冷罵に値するのである。此の失望す可き時代を研究する有ゆる學者が、沈黙と猜忌とを以て世界的裁判所並びに世界的公會に對する有ゆる提唱を觀察するのは、驚くを要しない。然し乍ら樂觀論者は「當時の人物も方法も共に缺點があつた。人物は何れも専制家であつたから、容易に反動の徑路に引き戻されたのである」と

を行ふ自由も含まる)を抛棄せしむると云ふ事は、現に痛ましく證明するゝが如く、倫理的思想の非常なる進歩を伴はねばならぬことを觀察したからである。彼は尙 Rechtslehre 中に下の如く述べて居る。曰く、人類は「民族が國家を成したと同一の徑路によつて廣く諸國家の合同を遂げて、はじめて永久的平和に到達する。所が此の如き世界的國家が其廣大なる領土に亘て餘り大いに擴張することは、結局、其の政治を不可能ならしむが故——其世界的合同國に含まるゝ各邦士の保護を不可能ならしむるが故——之を組織する各邦は、又も戦争の状態に陥るであらう。であるから國際法の窮極の目的とする永久の平和と云ふ事は、全體として實際に行はれざる思想である」と。左はあれ、彼は是等の政治的原理が遂に永久的平和の目的に接近す可きことを希望したのである。

余を以て之を見れば、以上世界的聯邦の領土

の廣大なることが、カントの敎理の障害たる可きを認めないのである。此の點に於けるカントの杞憂は、惟り彼のみならず、ルソウも其他の有ゆる同時代の人々も世界的國家の組織に就て感じたる障害に基因したものであると余は信ずるのである。人民の自由と云ふものは、大なる國家とは相容れずして、惟り小なる社會に於てのみ獲らるゝものであると、當時の學者は何れも主張したのであるが、此の如き憂は、交通の遅そい且困難な時代には甚だ無理もないことであつた。然し其れも鐵道や電信の今日に於ては理由のない事である。此點から見て、合同的大國家を創立す可く、吾人は吾人の祖先に比べて遙に有利の地位を占めて居る。眞實此の如き合同國若くは聯邦が總ての大なる國家を網羅す可きことが肝腎である。危険は其世界的國家が餘り大きに過ぐるに非ずして、一部にばかり擴張するゝことに在るのである。吾人が輓近に見

たるが如く、一個の大なる國民が平和を希望する諸國民の圏外に立つ限りは、平和の保障はないのである。

加之、何れの大國にても覇者たらむとの野心を抱きて、是等の合同國に加はるとしたならば其合同國は畢竟虛妄のものであらう。聯合したる諸國家が、一國としても全體としても、全然優越と云ふ思想を排除するに非れば、公明なる勝負を争ひ、正理を確保し、隨て平和を保障す可き道理ある希望が生ぜぬであらう。此道理を明かに看破したるカントは其故に、「合同國を組織する各國民の權利並びに特性を決定す可き共同意志 (universal will)」なるものがなくてはならぬ事を主張したのである。爾して此の共同意志 (universal will) の所謂社會の「普通意志 (general will)」の擴大されたるものは契約の形式に據らねばならぬ。

此問題をば從來の經驗に照らして觀察せしめ

よ。一七一三年恰も西班牙王位相續戦争の終末に方つて、ラッベ・ツ・サンピエルは平和に關する論文を公表したのであるが、其重なる論點は基督教國が佛國指導の下に聯邦を組織す可く、而かも其平和的義務の第一手段として、歐羅巴から土耳其人を掃蕩す可く、協力せよと云ふのであつた。然も彼が是等の提唱は、當時マールボロに破られて失墜したる佛國の威嚴を回復せむ爲の策略に過ぎなかつたので、寧ろ呪ふ可きものであつた。

ナポレオン一世の計畫も是れと甚だ違つてなかつた。セント・ヘレナに流謫中(彼が當年の覇心も消耗した筈であつた)、此著名なる流人は歐洲合同國を組織する畫策を記述したのである彼の計畫に據れば、歐羅巴は一國民を組織す可く、到る處同一の制度、同一の主義、同一の法典、最高裁判所、同一の度量衡、同一の貨幣によつて支配せらる可きである。然し總て是等の畫

新基礎の上に立つたる權力の均衡である、歐羅巴が遂行せねばならぬ事業の組織である」と彼は書いて居る。當時に於ては此の如き解決も出来さうであつた。諸國民は未だ敵對の間柄ではなくして、何れも第一には從來の割據分立を止めて完全なる政治的團體を造り、第二には當時の割據的狀態にては不可能であつた方法を用ひて社會的及び産業的問題を解決し、以て一層完全なる自家の發展を遂ぐることに利益を有つて居たのである。嗚呼、然しながら諸國民は痛ましい反目疾視を残した争闘に慙へずしては、各自の政治的境界を整理し得なかつたのである。爲に社會的及び産業的問題は未解決の儘に残された。國民主義は軍國主義の衣服を着けて一層生硬なる形式を以て頭を擡げ來り、かくて歐羅巴大陸は小天地に跼踏して互に敵意を抱いたる諸國民の集團となつて了つた。

## 利子論上に於ける貨幣數量説 (二)

高城仙次郎

### 第二節 貨幣説

吾人は前節に於て利子歩合は貨幣の數量に依りて左右せらるゝものに非ずと力説せる四五の學者の意見を紹介し、之に短評を加へたるを以て、今や進んで此所謂非貨幣説の主張者とは反對の見地に立ちて、利子歩合は貨幣の數量の増減に依りて大なる影響を蒙ることありと明瞭に論述せるか或は此説を採れりと看做し得る經濟學者の説を紹介せんと欲するものなるが、此貨幣説を懐く者は非貨幣説を固持する者よりは遙かに少數にして、今日利子歩合と貨幣數量との關係に就きて、我經濟學界を支配せる思想は前

節に於て吾人の批評せる非貨幣説なるが如き觀あり。加之、此少數の貨幣數量論者中に於ても利子歩合に對する貨幣數量の影響を積極的に立證せんと努むる者は更に一層少數にして、多くは利子歩合が貨幣の需用供給に定まるものなりと論じて、非貨幣説を採らずと云ひ得るに過ぎざるなり。以下吾人の紹介し且つ批評せんと欲するはマクラッド、クラインベヒター並にデブノートトの所説なりとす。

### 第一款 マクラッドの説

前章に紹介せるが如くヒューム、スミス、ミル等の英國の經濟學者が利子歩合に及ぼす貨幣數量の影響を否定せるに反し、同じく英國の經濟學者たるヘンリー・ダニング・マクラッドは極力貨幣の數量が利子歩合に影響を與ふることあるを主張せり。氏は其大著『經濟哲理』に於て先づスミス並にヒュームの唱へたる貨幣説の誤謬と矛盾とを指摘せる後(註、一) 流通貨幣の膨脹

の與ふる影響に就きて論じて曰く(註、二)

「貨幣の數量が増加せし際には其増加額が二個の異なる目的に使用せらるゝことあり。一は貨物の購買にして、他は有價證券(Stock)の購入なりとす。若し貨幣増加額が全部貨物の購入に用ひられ、而かも貨物の供給が同比例に増加せざれば、其唯一の結果は物價を一般に騰貴せしむるに在りて、利子歩合は何等の變動を蒙らざる可し。されど若し貨幣の膨脹額が全部有價證券の購入に利用せらるゝとせば、有價證券の價格は必然的に騰貴す可し。換言すれば、利子歩合は下落するに至る可し。而して、若し貨幣増加額の一部は貨物の購買に充てられ、一部は有價證券の購入に用ひられたりとせば、貨物並に有價證券兩者の價格が騰貴す可きは勿論なりとす。唯其際に於ける各其の騰貴率は貨幣増加額が全部其物の購買に使用されし際に於ける騰貴率に及ばざ